

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、物質的な豊かさを私たちにもたらす一方で、地球温暖化や有害物質による環境汚染など、地球規模での大きな問題を引き起こしています。

「環境の世紀」と言われる今日、次代を担う子どもたちに豊かな生活環境を引き継ぐため、循環型社会への転換が私たちに求められています。

ごみは私たちの生活で最も身近なものであり、ごみの発生抑制・再使用・再生利用といった3Rの取り組みは、循環型社会を実現するうえで非常に重要です。また、ごみ処理費を抑えることにより、財政的にも大きな効果が期待できます。

これらの実現のためには、日々の生活からの取り組みが重要であり、市民・事業者と行政が協働して進めていくことが必要です。

本市は、平成17年に近隣13市町村と合併し、平成19年4月には、本州日本海側初の政令指定都市として新たな一歩を踏み出しました。

合併に際して、行政制度の多くは旧・新潟市の制度に統一されましたが、家庭系ごみの分別区分や有料・無料といった負担の状況については、「合併協定書」により、同一自治体でありながら各地区で異なる状況となっており、新・新潟市として早急な制度の統一が求められています。

また、本市は「限られた資源を有効活用し、循環型社会を切り拓く都市」を主要な柱の一つとした田園型政令市を目指していることから、「新・新潟市合併マニフェスト」においても、資源循環型社会の構築に向けた、市民・事業者・市の協働による取り組みが必要とされています。

これらのことに対応するため、平成17年10月、新潟市清掃審議会に「政令市移行後のごみ減量施策のあり方」について諮問し、度重なる審議のうえ、平成19年2月に答申をいただきました。

本答申の方向性のもとで、80万市民が一丸となって、循環型社会に向けた取り組みを推進するため、新たに一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

2 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、「新・新潟市総合計画」や「新・新潟市環境基本計画」と整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

なお、本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

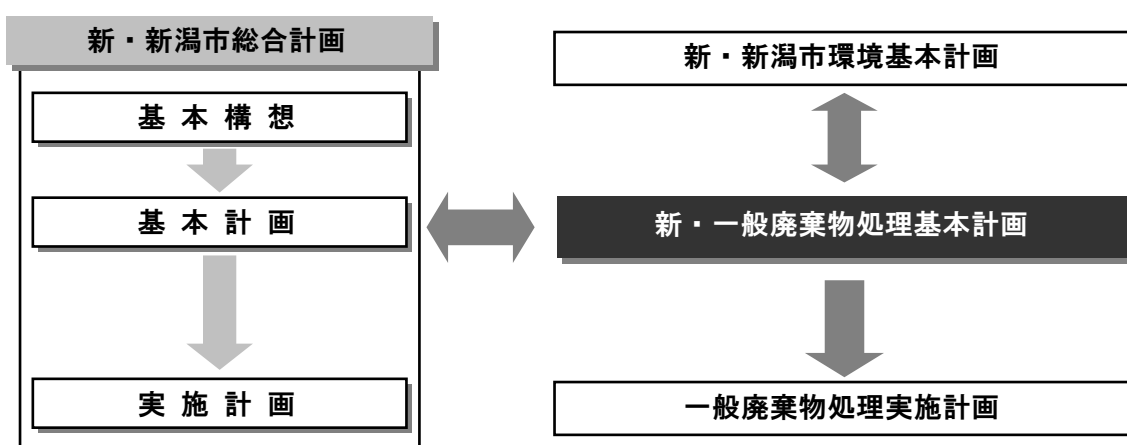


図1 計画の位置づけ

新・新潟市総合計画

「田園とみなとまちが恵みあい、共に育つまち」を基本理念に、「人びとの英知が集う、日本海交流開港都市」を目指すまちの姿とする本市の最上位計画で、平成19年を初年度に目標年度を平成26年としています。

この計画の基本理念に基づく5つの都市像の1つである「大地と共に育つ、田園型拠点都市」において、廃棄物処理については、「環境にやさしい資源循環型社会を目指し、市民、事業者、行政の協働による効率的で適正なごみ収集体制に努めるとともに、ごみの減量・再使用・再生利用の取り組みを推進します。」としています。

新・新潟市環境基本計画

平成8年7月に制定された新潟市環境基本条例に基づき、平成19年3月に「市民とともに創る新潟環境ふれあい都市」を目指す都市像とした、新・新潟市環境基本計画を策定しました。

この都市像を実現するための「4つの施策目標」の1つである「環境への負荷が少ない資源循環都市の形成」において、廃棄物処理については、市民・事業者・行政の協働による取り組みを基本として、分別の徹底やリサイクルを推進し、最終的に焼却・埋立処分される量の削減を図るとしています。

2 計画の概要

本計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの発生及び排出抑制から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。本市におけるごみ処理の現状・課題を踏まえるとともに、市民・事業者の意見を取り入れ策定されています。

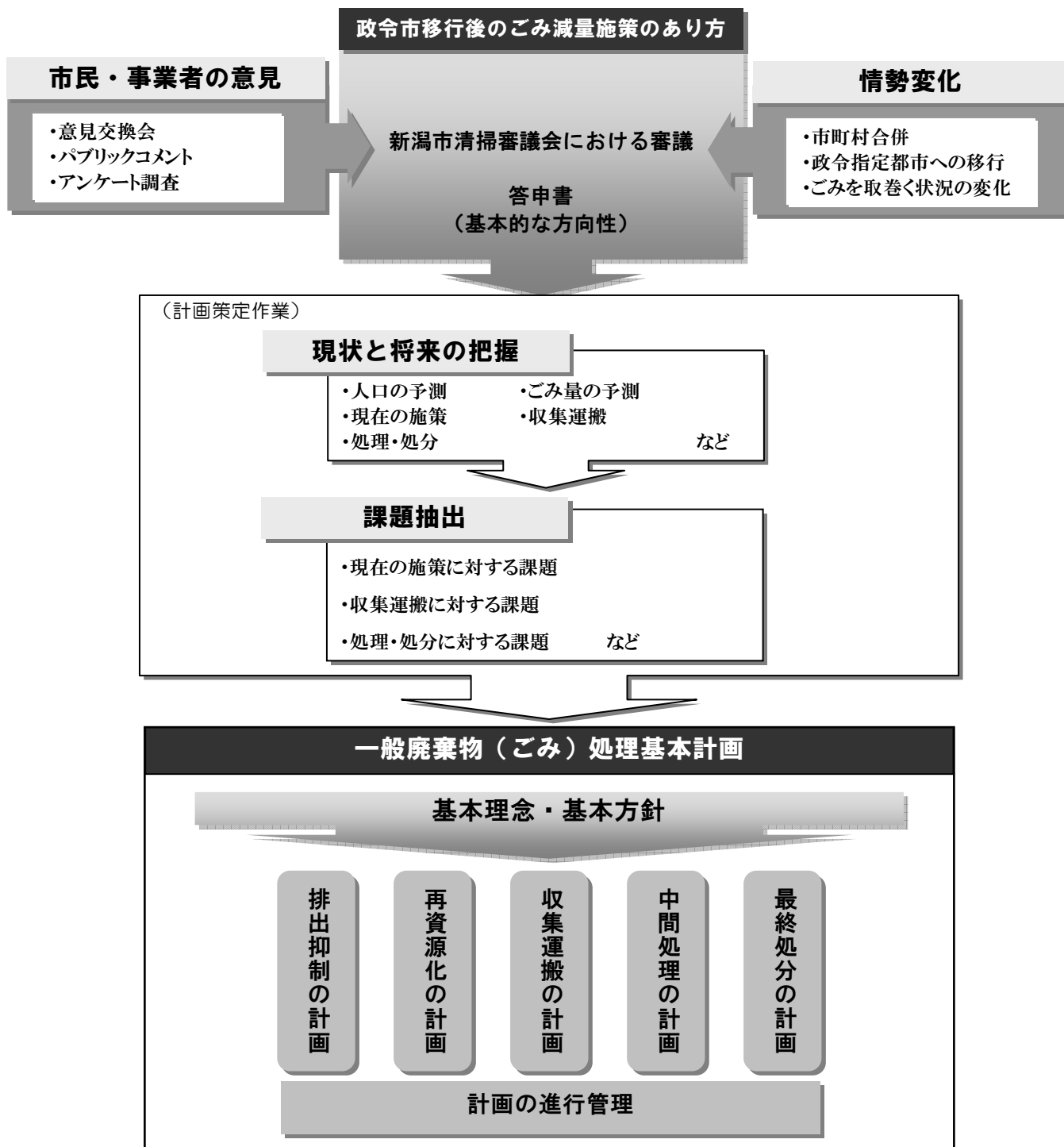


図 2 計画概要

3 計画期間

本計画の計画期間は、新・新潟市総合計画と同様に平成 19 年度を初年度とし、平成 26 年度までの 8 年間とします。計画を着実に推進するために計画期間を 2 期に分け、平成 19 年度から平成 23 年度までを短期計画期間、平成 19 年度から平成 26 年度までを長期計画期間とします。

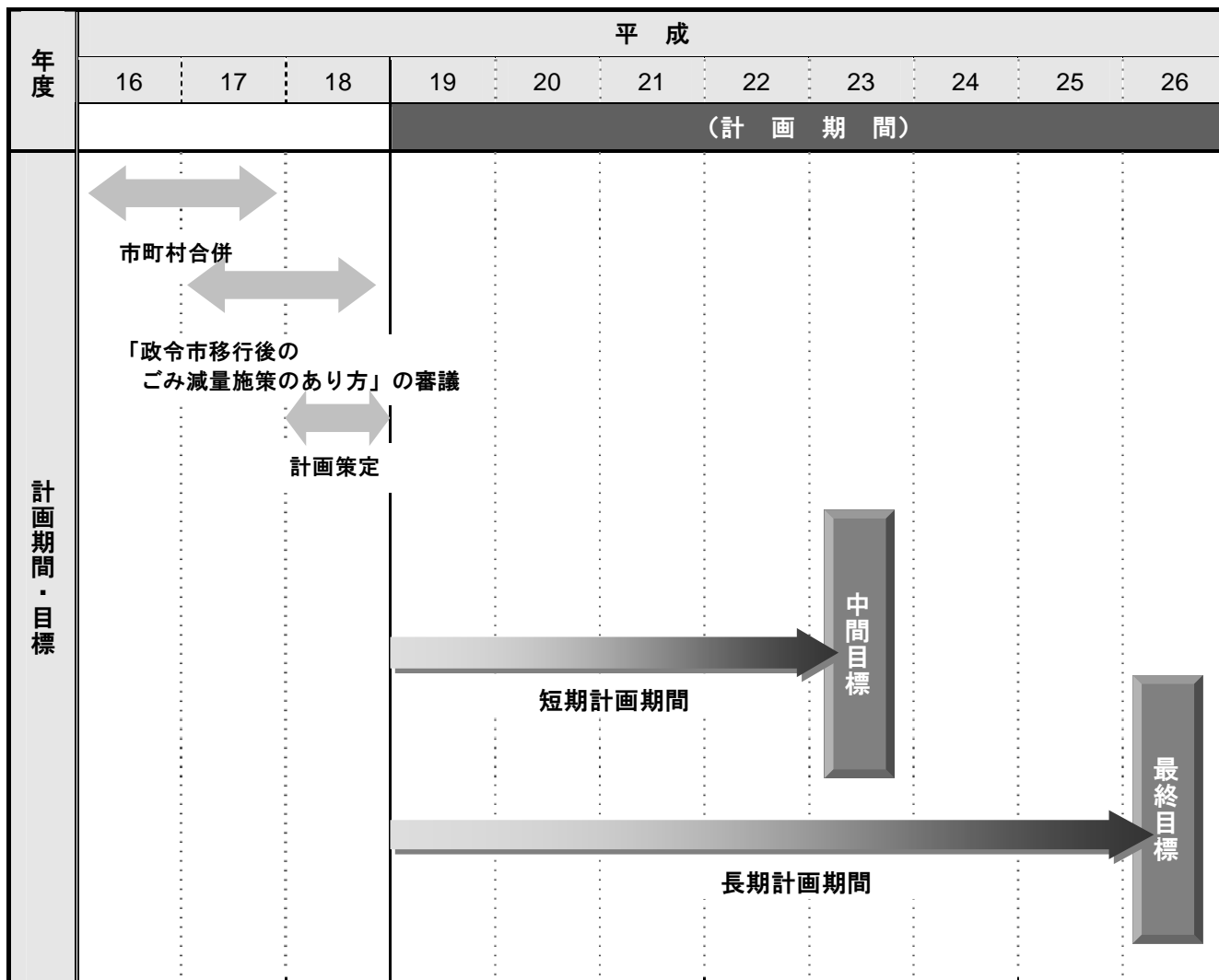


図 3 計画期間

3 新市の概要

本市は、平成 17 年 3 月に従来の「新潟市」、「新津市」、「白根市」、「豊栄市」、「小須戸町」、「横越町」、「亀田町」、「岩室村」、「西川町」、「味方村」、「潟東村」、「月潟村」、「中之口村」の 13 市町村が合併し、さらに平成 17 年 10 月に「巻町」との合併を行い、現在の新潟市となりました。

さらに、日本海側の中枢拠点都市として、平成 19 年 4 月に現行地方制度において最も広範な権限と財源を持つ政令指定都市へ移行しました。

このことにより、産業振興による雇用の拡大、人と物の交流によるさらなる賑わい、強化された行財政基盤のもとでの安定的・主体的な行政サービスの展開など、市民福祉のより一層の向上を図ることとしております。

本計画は、このようにめまぐるしく変化を遂げた新・新潟市におけるごみ処理の基本的な方向性を定めるため、新たに策定するものです。

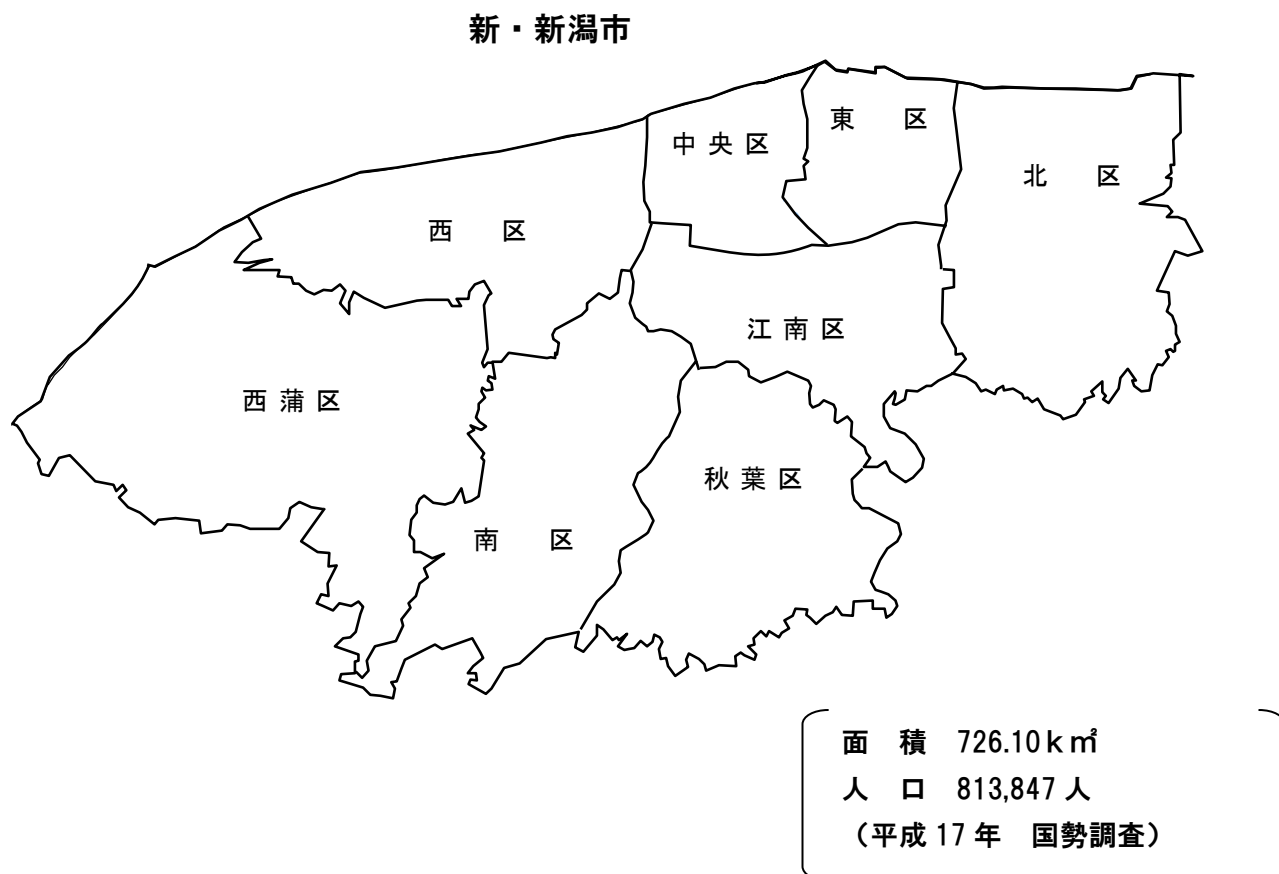


図 4 新市の概要